



厚生労働省 福島労働局
福島労働基準監督署発表
平成30年9月3日

担
当

福島労働基準監督署
第三方面主任監督官
安田健治
電話 024-536-4612

厚生労働省労働基準局長無災害記録(第3種・880万時間) 樹立事業場に対する記録証の交付について

厚生労働省では、休業を伴う労働災害を発生させず無災害を継続している事業場に対し「無災害記録証授与内規」に基づき無災害記録証を授与しております。

今般、下記事業場から第3種無災害記録を樹立した旨の申請があり、記録樹立が確認できたため記録証の交付式を下記により行います。

記

1 交付式

- (1) 日時 平成30年9月5日(水) 午後 2時 00分から
- (2) 場所 福島労働基準監督署 署長室(署長水野 秀二)
(所在地 福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階)

2 記録証が交付される事業場

- (1) 事業場名 カルソニックカンセイ福島株式会社
- (2) 無災害記録 第3種(880万時間)

3 無災害記録証概要

- (1) 第3種無災害記録
 - ・記録起算年月日 平成17年3月19日
 - ・記録樹立年月日 平成30年6月11日

4 その他

- (1) 取材について、事前の連絡は不要です。
- (2) 終了後、写真撮影及び質疑等の時間を設けます。

<参考>

「無災害記録」には、第1種から第5種まであり、起算年月日、業種及び労働者数によって記録時間が異なります。